

平鹿地域振興局 県南地区防災備蓄倉庫の管理に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県防災備蓄倉庫管理要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱第2条（3）に定める県南地区防災備蓄倉庫（以下「備蓄倉庫」という。）の管理に必要な事項を定める。

(平常時の管理)

第2条 要綱第6条第1項に定める「定期的に巡回」とは、月1回の巡回とする。

2 前項の巡回は、総務部総合防災課が別に定める様式に基づく確認により行う。

3 積雪期（概ね12月から2月まで）における巡回は、第1項に定めるもののほか、除雪の必要性等の確認のため、相当量の降雪があった際も随時行う。

(緊急時の管理)

第3条 災害等により備蓄物資の搬出等が必要なときは、要綱第7条に定める主務者の指示の下、所定の業務を実施するが、積雪期において除雪を要すると認められる場合、備蓄倉庫管理者である総務企画部長は、建設部長に対し、備蓄倉庫構内（前面市道出入口を含む。）の除雪をすみやかに行うよう要請するものとする。

附 則

1 この要領は、平成28年1月13日から適用する。